

○青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例

平成十五年三月二十四日

青森県条例第八号

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例をここに公布する。

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四条第一項の規定に基づき、砂防指定地(同法第二条の規定により指定された土地をいう。以下同じ。)における行為の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第二条 砂防指定地において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 土石(砂を含む。)の採取、たい積又は投棄
- 三 竹木の伐採又は栽植
- 四 樹根又は芝草の採取
- 五 施設又は工作物の新築、改築又は除却
- 六 火入れ

(許可の特例)

第三条 国又は地方公共団体が砂防指定地において前条各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りる。

(標識の設置)

第四条 第二条の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可を受けている旨の標識を設置しなければならない。

(届出)

第五条 砂防指定地において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に届け出なければならない。

- 一 竹木の滑り下ろし又は地引きによる搬出
- 二 牛馬その他の家畜の継続的な放牧又は係留

(施行事項)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第七条 第二条の規定に違反して砂防指定地において同条各号のいずれかに該当する行為をした者は、一年以下の禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした青森県砂防指定地管理規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十四号)の規定による処分、届出その他の行為は、この条例の相当規定によってした処分、届出その他の行為とみなす。